

# 木材産業特定技能1号測定試験実施要領

令和6年10月  
農林水産省林野庁木材産業課

「特定技能の在留資格に係る制度の運用に関する基本方針について」(平成30年12月25日閣議決定)の3(1)オに基づき定められた「特定技能」に係る試験の方針について」(令和2年1月30日出入国在留管理庁) (以下「試験方針」という。) に従い、木材産業分野の特定技能1号に係る技能試験 (以下「木材産業特定技能1号測定試験」という。) の適正な実施を確保するため、以下のとおり試験実施要領を定める。

## 1 試験概要

### (1) 試験言語

日本語 (ひらがな、カタカナ又はふりがなを付した漢字) とする。

### (2) 実施主体

林野庁が選定した機関 (以下「試験実施機関」という。) とする。

### (3) 実施方法

ペーパーテスト方式又はコンピューター・ベースド・テスト (CBT)

(注) 方式により試験を行う。

(注) テストセンターでコンピューターを使用して出題、解答するもので、受験者は、ブースで、コンピューターの画面に表示される問題をもとに、画面上で解答する。

### (4) 事業年度における実施回数、実施時期及び実施場所

実施回数、実施時期及び実施場所については、林野庁と試験実施機関が協議の上決定する。

### (5) 受験資格者

国外において実施する木材産業特定技能1号測定試験 (以下「国外試験」という。) を受験する者にあつては、以下の①を満たす者とする。ただし、①の年齢については、試験実施国の政府等との合意に基づき引き上げることができるものとし、その場合、試験実施機関及び試験実施機関が試験実施を委託した者 (以下「試験実施機関等」という。) が試験実施に当たり作成する試験案内に示すこととする。

国内において実施する木材産業特定技能1号測定試験 (以下「国内試験」という。) を受験する者にあつては、以下の①、②及び③を満たすものとする。

① 試験日において、満17歳以上であること

② 在留資格を有する者であること

- ③ 退去強制令書の円滑な執行に協力するとして法務大臣が告示で定める外国政府又は地域の権限ある機関の発行した旅券を所持していること

なお、試験方針によれば、試験に合格することができたとしても、そのことをもって「特定技能」の在留資格が付与されることを保証したものではなく、試験合格者に係る在留資格認定証明書交付申請又は在留資格変更許可申請がなされたとしても、必ずしも在留資格認定証明書の交付や在留資格変更の許可が受けられるものではなく、また、在留資格認定証明書の交付を受けたとしても、査証申請については、別途外務省による審査が行われ、必ずしも査証の発給を受けられるものではないとのことであり、その旨を、試験実施機関等は試験案内等において周知することとする。

## (6) 試験実施時の注意事項

国外試験の実施に当たっては、現地の関連法令及び規則を遵守し、実施するものとする。

## (7) 受験者の募集

試験実施機関等は国内及び国外試験の実施国において試験実施の周知を図るとともに、募集期間を定めて受験者を募集することとする。

## (8) 受験の申請等

- ① 試験実施機関等は、(7)の募集期間内にメールで受験申請を受け付けるものとする。なお、受験会場の収容人数に達した場合には、募集期間内であっても受験申請の受付を終了することができる。
- ② 受験申請の際に必要な情報は、次に掲げるものとする。
  - ア 氏名
  - イ 生年月日
  - ウ 性別
  - エ 国籍
  - オ 連絡用メールアドレス
  - カ 受験会場
  - キ その他試験実施機関等が必要と認める事項
- ③ 上記②に加え、国内試験の受験希望者にあつては、在留カードを所持している場合は在留カードの写し、在留カードを所持していない場合はパスポートの写しを申請時に添付する。また、国外試験の受験希望者にあつては、母国政府が発行する公的身分証明書番号を登録するものとする。
- ④ 受験申請の受付は、試験実施機関等が受験料の入金を確認した時点で成立するものとし、次に定める場合を除き、入金後の受験料の返金を行わない。
  - ア 試験実施機関等の責めに帰す理由がある場合
  - イ 自然災害等により、試験が実施できないと試験実施機関等又は試験監督者

が判断した場合（代替の試験が実施された場合を除く。）

ウ 試験実施機関等が認めた場合

- ⑤ 試験実施機関等は、受験申請の受付が成立した場合は、試験日時、受験会場、受験番号、受験者名等を記載した受験票を、申請時に登録された連絡用メールアドレスに送付するものとする。

## （9）受験料

試験実施機関は林野庁と協議の上、試験実施に係る費用、試験実施国の所得・物価水準、他国が行う類似の試験の受験料等を勘案して受験料を決定し、試験実施に当たり作成する試験案内において示すこととする。

## （10）合否の通知方法

試験実施機関等は、試験実施後1か月以内にウェブサイトで試験実施場所、受験者数及び合格者数を公表するとともに、合格者の受験番号を掲載し、受験者本人が合否を確認するものとする。

また、試験合格者と受入れ機関で雇用契約が結ばれることが決定した場合は、合格者本人又は受入れ機関による合格証明書の発行申請及び合格証明書発行手数料納付の手続きの完了後1か月以内に合格証明書を交付する。

## 2 試験実施体制

### （1）試験問題作成体制

試験実施機関は、林野庁と協議の上、試験問題、配点基準の作成等を行わせるため、木材産業や作業安全等に係る学識経験、実務経験を有する有識者を試験委員として指定し、試験委員等から構成される試験委員会（以下「委員会」という。）を設置する。

委員会において、作成された試験問題が本要領3から5までに定める内容に適合することの確認を行う。

### （2）試験実施体制

試験実施機関等は、試験実施の周知、受験者の募集、受験申請の受付、受験会場の手配、試験監督者の配置、受験者への合否結果通知等、試験に関する事務を実施する。

なお、試験の実施に当たっては、林野庁の承認を得た上で、他の民間事業者等に業務の一部を委託することを妨げない。

### （3）試験の適切な運用をフォローする体制

林野庁は、試験実施機関に対し、本試験に関して必要な報告を求め、又は指示を行うことができる。また、林野庁は、試験実施機関等が法令、本実施要領若しくは上記指示に違反した場合には、その選定を取り消すことができるものとする。

### 3 試験水準

試験の水準は、木材産業（製材、集成材製造、単板製造、合板製造、LVL 製造、木材チップ製造、プレカット製造等）の業務を担い、管理することができる知識・技能を有していることを確認する観点から、国内での実務経験年数の合計が平均2年程度（1～3年程度）の者であれば7割程度が合格する水準とする。

### 4 試験科目

試験は、学科試験及び実技試験から構成する。

試験科目は学科試験及び実技試験ともに木材産業の業務が適切に遂行できることを確認するものとし、単に専門的な知識の有無を評価するものではなく、木材産業における作業の遂行に必要な正しい判断力及び作業に関する知識の有無についても評価できるものとする。

なお、試験時間や問題数については以下のとおりとする。

試験時間：60分

問題数：35問（学科試験：32問、実技試験：3問）

#### （1）学科試験

木材産業全般に係る知識及び労働安全衛生に係る知識を測定する。

#### （2）実技試験（判断試験・計画立案試験）

図やイラスト等を用いた状況設定において正しい行動等を判断する判断試験及び所定の計算式を用いて必要となる作業の計画を立案する計画立案試験等により業務上必要となる技能水準を測定する。

### 5 合否の基準

学科試験及び実技試験の合計得点の65%以上を合格基準とする。ただし、実施方法等に応じ合格基準の調整が必要な場合には、試験実施機関は、試験実施前に林野庁に報告するものとする。

### 6 試験問題の管理

試験問題（試験問題案を含む。）については原則非公表とし、不正防止の観点から厳重な管理策を講じるとともに、試験終了後には試験問題を回収する等により、その管理の徹底を図ることとする。

### 7 試験の不正防止策

試験実施機関等は、受験者規模に応じた適正な人数の試験監督者を配置するとともに、遅刻者の扱いや途中退出等に係るルールを定め、適正な試験の実施に努めることとする。

試験監督者は常に不正行為を監視し、不正行為があったことを確認した場合には、試験監督者の判断に基づき、当該不正行為に係る受験者の試験を中止し、試験問題、

回答用紙及び受験票を回収してその受験者を退場させることとする。なお、試験監督者は、適切な措置を講じた後、速やかに試験実施機関等に報告する。

なお、試験の実施に当たっては、パスポート、在留カード等の写真付き本人確認書類により氏名、性別、生年月日、国籍等を確認するなど、替え玉受験等の不正受験を防止するための措置を講じることとし、本人確認ができない場合には、当該受験者の受験は認めないこととする。

試験実施機関等は、不正の手段によって木材産業特定技能1号測定試験を受け、若しくは受けようとした者又は合格証明書を偽造した者に対しては、その試験を受けることを禁止し、若しくは合格の決定を取り消した上で合格証明書を返還させ、又は5年以内の期間を定めて木材産業特定技能1号測定試験の受験を禁止する措置をとることができるものとする。

## 8 試験結果の公表方法

- (1) 試験実施機関は、四半期ごとに、受験者数、合格者数並びに受験者の受験番号・氏名・生年月日・国籍・住所及び試験の成績を記載した合格者名簿を林野庁に提出する。また、試験実施場所、受験者数及び合格者数については、ウェブサイトに公表するが、個人の合否については受験番号でのみ公表する。
- (2) 試験実施機関は、各事業年度終了後1か月以内に、林野庁に対し試験実施状況報告書(実施した試験の概要及び試験ごとの結果の概要)を提出する。林野庁は、試験方針5(1)に基づき当該報告書を遅滞なく法務省に提出し、確認を受けた後、個人情報を除いた上でウェブサイトに公表する。

## 9 その他必要事項

### (1) 書類の保存

試験実施機関は、試験を実施したときは、受験者の受験番号、氏名、生年月日、住所及び試験の成績の内容、合否等を記載した帳簿(以下「受験者台帳」という。)を作成し、保存する。

書類の保存期間は、原則として、受験票は試験実施の翌年度の始期から起算して1年、答案(採点を含む)は同2年、合格証明書再交付申請書及び受験者台帳は同10年とする。

なお、試験実施機関でなくなる場合には、速やかに受験者台帳を林野庁又は新たな試験実施機関に移管するものとする。

### (2) 合格の取り消し

以下の不正行為が合格証明書交付後に判明した時は、試験実施機関は、当該不正行為を行った者に対して文書をもってその試験の合格を取り消すとともに、合格証明書を交付した者に対しては合格証明書を返還させる。

なお、受験料及び合格証明書発行手数料は返還しない。

- ① 試験の問題等秘密事項について試験関係者に情報提供を求め、かつ、これを受けたとき

- ② 受験申請書の記載内容に偽りがあったとき
- ③ 1（5）に定める受験資格を有しないことを確認したとき
- ④ その他受験に関して不正行為があったとき

### （3）合格証明書の有効期限

合格証明書の有効期限は、合格証明書の発行日から10年間とする。

### （4）合格証明書の再交付

- ① 合格証明書の再交付は、合格者本人又は受入れ機関からの申請により、1回に限り行うことができる。ただし、合格証明書の発行日から10年間に満たない時点で申請のあった場合に限る。再交付に当たっては、試験実施機関等に対し、再交付に係る発行手数料を納付するものとする。
- ② 合格証明書の再交付の申請は、試験実施機関が定める合格証明書再交付申請書を試験実施機関等に提出して行うものとする。
- ③ 試験実施機関等は、合格証明書再交付申請書の提出及び再交付に係る発行手数料の納付があった場合、審査の上、再度合格証明書を作成し、合格者に対し交付する。この場合の合格証明書には「再交付」である旨の表示をするものとする。

### （5）秘密保持義務等

試験実施機関等及び試験委員は、木材産業特定技能1号測定試験及び試行的な試験の実施に当たり知り得た秘密を漏らし、又は、盗用してはならない。

### （6）個人情報の保護

試験実施機関等及び試験委員は、木材産業特定技能1号測定試験及び試行的な試験の実施に当たり取得した個人情報について、関係法令に基づき適切に取り扱うこととする。